

# 大田区鍼灸マッサージ師会会則

## 第1章 総則

### 第1条

本会は東京都大田区鍼灸マッサージ師会と称し、大田区内のはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師をもって組織する。

### 第2条

本会は会員相互の親睦を図り人格を陶冶し、学技を研磨し、和親協力して斯道の向上発展に勉め、以て保健衛生に貢献する。

### 第3条

本会は地域友好団体の大田区鍼灸師会とともに大田区三療師協議会を結成し大田区の高齢者福祉事業に貢献する。但しこれに賛同し協力する会員は更に大田区三療師協議会にも登録入会しなければならない。

### 第4条

本会の事務所を会長宅に置く。

## 第2章 会員

### 第5条

本会に入会せんとする者は、入会申込書に諸事項に記入し、入会金 3,000 円を添えて会長宛に申し込むこと。但し本会員になっている者の助手及び勤務者の入会金はその 2 分の 1、また配偶者及び子供の場合には入会金は免除とする。

### 第6条

本会の会費は役員会にて協議の上総会にて決定する。

### 第7条

本会会員にして満 80 歳以上の高齢者は高齢会員として敬老の意味で会費を減額するものとする。適用は満 80 歳に達した翌年度からとする。但し入会后 5 年に満たないときは之を適用しない。

### 第8条

会員が退会の申出したときのほか、下記に該当するときには退会せるものと見なす。

1. 死亡・廃業・資格消滅したとき
2. 理由なく本会の会費を 3 ヶ月以上納入しないとき

### 第9条

本会員で下記に該当するときは 10 日以内に会長宛に届け出ること。

1. 住所・氏名または施術所に変更があったとき
2. 本会を退会せるとき

### 第10条

本会員の施術料金は社会全般の物価を参考とし自主的判断にて決定して、施術所内見易きところに料金表を掲示するものとする。

### 第11条

本会に賛助会員を置くことができる。当区以外に居住する業者にて、本会に協力したいと云うものを賛助会員として迎え、入会金と会費は本会員に準じ、会議の議決権・選挙権・被選挙権は認めない。

### 第3章 役員と職務

#### 第12条

本会に下記役員及び財務監査を置く。

会長1名、副会長 原則として2名、各部の部長・副部长、財務監査 若干名

#### 第13条

本会の会長及び財務監査は会員中より総会に於いて選出する。副会長及び正副部长は会長が選任する。但し補欠による役員の選任は役員会にて選出し会長これを委嘱する。

#### 第14条

会長は会務を総轄し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。

#### 第15条

正副部长は会長に協力し会務を分掌する。財務監査は財務会計を監査する。

#### 第16条

本会役員は名誉職にして任期を2ヶ年とし、重任をさまたげない。

#### 第17条

本会の顧問・相談役・参与は役員会の決議により関係官庁の長及び学識経験者もしくは本会に功労ありたる者、その他適当と認めたる者の中より会長これを委嘱し、本会の諮問機関とする。

#### 第18条

本会に会務処理上、下記の各部を置き分掌する。

〔総務局〕 広報部・渉外部・保険部・教養部・青年部

〔財務局〕 財務部・会計部

#### 第19条

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月末に終る。

尚本会に下記の帳簿を備う。

会員名簿・会費原簿・金銭出納簿

### 第4章 会議

#### 第20条

本会の会議を定期総会・臨時総会・役員会として、定期総会は毎年1回これを招集し、事業及び財務報告をなし重要事項を審議する。臨時総会は緊急必要に応じ随時これを招集する。

総会は会員過半数の承認を経て成立し、議案事項は議長を選出しすべて出席者の過半数の賛意により之を決し、可否同数となるときは議長之を決す。

### 第5章 公務傷害

#### 第21条

本会の会員が会を代表して行動した場合に起きた傷害について会より下記の通り支出出来るものとする。

- i. 死亡 50,000 円
- ii. 15 日以上の入院 30,000 円
- iii. 15 日以内の入院 20,000 円

上記の場合原則として医師の診断書を必要とする。

## 第6章 雑則

### 第22条

本会会員にして本会に功労ありたる者及び会員の亀鑑となる行為をなしたる者は役員会の決議により会長これを表彰する。

### 第23条

本会会員にして下記の該当者は総務及び会長に於いて訓戒し、尚反省せざるときは除名する。

1. 本会会則に違反したる者
1. 法令に違反したる者
1. 本会の名誉及び信用を駿損したる者

### 第24条

本会会則施行上必要の細則は役員会に於いて定め施行する。

### 第25条

本会会則は総会の決議を経なければ変更する事がない。

以上

平成14年6月9日 一部改正

平成22年6月27日 一部改正

平成27年6月7日 一部改正